

横浜市告示第 306 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和9年度及び令和10年度において、横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和8年9月4日

横浜市長 山中 竹 春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）をいう。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（申告義務がないものその他横浜市長が定めたものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

- ア 工事の入札に参加する者は、別表1に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類
- イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種
- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（「船舶」においては、建設業法第3条第1項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去5年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等又は設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第6号までのほか、希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去11年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表2及び別表3に掲げる種目（別表2のコード001から047まで、056から202まで及び701を除く。）の履行実績については、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が6か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であっても履行実績として認めるものとする。
- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表2に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。
- (11) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第

2 条に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

3 入札参加資格審査申請の手續

(1) 申請期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 申請時間

午前9時から午後8時まで

(3) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

(4) 提出書類等

ア 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書。ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業の

場合は、年間売上高の分かる確定申告書等)

(イ) 工事の施工実績を証明する書類(契約書等)

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、日本国内に営業所を有しない者は、ア、イ及びウに定める書類の提出を省略することができる。

(ア) 営業許可・認可証

(イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類(契約書等)

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表2に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類(設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等)

ク 組合の提出書類

(ア) アからキまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては、(ア)から(エ)までに定める書類のほか、次のa及びbの書類

a 官公需適格組合証明書

b 官公需共同受注規約

ケ 役員名簿

横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の役職、氏名、生年月日、性別及び住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。

(5) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成29年12月26日財務省告示第348号）に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(6) 申請できる工種数及び種目数

ア 工事

別表1に掲げる工種のうち、4工種まで申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる種目のうち、10種目まで申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる種目のうち、8種目まで申請できる。

4 随時申請

次の者を対象とし、令和9年4月1日（木）から随時に申請を受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに同年12月29日から令和10年1月3日までを除く。）。

(1) 前項の申請による入札参加資格を有しない者

(2) 前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第9項により通知された登録工種数又は種目数を含め、前項第6号の工種数又は種目数の範囲内で、工種又は種目の追加を希望する者

5 入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い

前2項の申請により入札参加資格を得た者は、第9項の通知に定める工種及び種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。

6 変更に関する届出

第3項及び第4項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第3項第3号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

(1) 第2項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。

(2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、

次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

9 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

10 格付について

次の区分について、格付を採用する。

なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。

(1) 工事

別表1に掲げる工種のうち、「土木」、「舗装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」又は「上水道」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

(2) 物品・委託等

別表2に掲げる種目のうち、「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

11 入札参加資格の有効期間

(1) 第3項に定める申請を行ったもの

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 第4項に定める申請を行ったもの

第9項の通知で定める有効期間の始期から令和11年3月31日まで

12 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和10年度の有効期間中

に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

13 その他

詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。

14 この告示に関する問合せ先

横浜市総務局契約部契約第一課管理係 電話 045 (671) 2707

別表 1

工事

工種 コード	工 種	細目 コード	細 目
01	土 木	a	一般土木工事
		b	軌道工事
		c	橋梁上部工事
		d	水道施設工事
02	舗 装	a	一般舗装工事
		c	滑り止め舗装工事
		d	運動施設工事
03	とび・土工	a	とび・土工工事
		b	法面工事
		c	ひき屋工事
04	港 湾	a	しゅんせつ工事
		b	港湾構造物工事
05	造 園	a	造園工事
		b	植栽工事
06	石	a	石工事
07	建 築	a	建築工事
		b	鉄骨プレハブ工事
09	内 装	a	内装仕上工事
		b	たたみ工事
10	建 具	a	建具工事
11	塗 装	a	塗装工事
		b	橋梁塗装工事
12	区画線・標識	a	区画線設置工事
		b	道路標識設置工事
13	防 水	a	防水工事

14	鋼 構 造	a	鋼 製 橋 梁 工 事
		z	そ の 他 の 鋼 構 造 物 工 事
15	解 体	a	解 体 工 事
16	フ ェ ン ス	a	フ ェ ン ス 工 事
17	電 気	a	電 気 設 備 工 事
		b	屋 外 電 気 設 備 工 事
		c	信 号 設 備 工 事
18	電 気 通 信	a	通 信 設 備 工 事
		b	電 話 工 事
		c	放 送 設 備 工 事
19	管	a	給 排 水 衛 生 設 備 工 事
		b	冷 暖 房 設 備 工 事
20	管 更 正	a	配 水 管 更 生 工 事
		b	下 水 管 漏 水 防 止 工 事
21	機 械 器 具 設 置	a	ク レ ー ン 工 事
		b	エ レ ベ ー タ ー 工 事
		c	ボ イ ラ ー 工 事
		d	ポ ン プ 工 事
		e	水 処 理 設 備 工 事
		f	焼 却 設 備 工 事
		g	プ ラ ン ト 配 管 工 事
		z	そ の 他 の 機 械 器 具 工 事
22	消 防 施 設	a	火 災 報 知 器 設 備 工 事
		b	消 火 設 備 工 事
23	さ く 井	a	さ く 井 工 事
24	上 水 道	a	上 水 道 工 事
25	船 舶	a	船 舶
26	そ の 他	a	伸 縮 継 手 工 事
		z	上 記 以 外 の も の

別 表 2

物 品 ・ 委 託 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
001	文 具 ・ 事 務 機 械	301	建 物 管 理
004	教 育 用 品	302	警 備
011	雑 貨	303	浄 化 槽 ・ 貯 水 槽 等 清 掃

013	機械器具・工具類	304	通信設備保守
015	コンピュータ類	306	消防設備保守
016	電気機械類	309	資源化委託
019	医療機械器具	310	貨物運送
020	理化学機械器具	311	下水道管等保守
021	医薬	312	道路・公園清掃
022	工化学薬品	313	公園緑地等管理
024	被服	314	クリーニング
029	看板等表示器具	315	害虫等駆除
033	什器・家具	316	コンピュータ業務
034	厨房・浴槽機器類	317	マイクロ写真・航空写真
036	食料品・記念品	319	イベント企画運営等
037	動物・飼料	320	各種調査企画
038	自動車	321	検査・測定
039	自動車部品	322	映画・ビデオ制作
041	電車用品	323	広告
042	水道用品	325	給食
043	消防用品	327	電気設備保守
044	燃料	328	機械設備保守
047	原材料	329	施設運転管理・保守
054	不用品買受	330	廃棄物処理
056	船舶・航空機	333	福祉サービス
060	その他の物品	334	活性炭・作動油等再生
101	一般印刷	335	水道関連委託
104	フォーム印刷	345	事務・業務の委託
105	地図作成	350	その他の委託等
106	製本	401	仮設建物賃貸
107	複写	402	一般賃貸
108	特殊印刷	410	複写サービス
109	印刷物企画デザイン	501	電力・都市ガス
110	光ディスク製作（ C D、D V D 等）	601	労働者派遣
201	自動車修理・点検	602	保険
202	その他の修理	603	その他の業務

		701	物品以外の修繕
--	--	-----	---------

別表3

設計・測量等

コード	種 目	コード	種 目
901	建築設計（監理を含む。）	905	建設コンサルタント等の業務
902	設備設計	906	測量
903	土木設計	907	地質調査
904	造園設計	908	不動産鑑定

水道局告示第3号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和8年9月横浜市告示第306号）を準用する。

令和8年9月4日

横浜市水道事業管理者
水道局長 鈴木 貴 晶

交 通 局

交 通 局 告 示 第 7 号

一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資
格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 （ 工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設
計 ・ 測 量 等 契 約 関 係 ）

令 和 9 年 4 月 1 日 か ら 令 和 11 年 3 月 31 日 ま で の 間 に お い て 、 横 浜
市 交 通 局 が 発 注 す る 調 達 契 約 に 関 し 、 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入
札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、
一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の
審 査 申 請 の 手 続 （ 工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係 ）
（ 令 和 8 年 9 月 横 浜 市 告 示 第 306 号 ） を 準 用 す る 。

令 和 8 年 9 月 4 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第7号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間において、横浜市医療局病院経営本部が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和8年9月横浜市告示第306号）を準用する。

令和8年9月4日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌